

自治基本条例策定に係る職員プロジェクトチーム（第14回）議事録

日時：5月2日（金）午後3時～5時

場所：役場第3会議室

出席者 小原副委員長、松田委員、小乾委員、里委員

欠席者 高森委員長、清水委員、来海委員

事務局 前田課長、高田課長補佐

○開会

◇あいさつ

- ・引き続き、自治基本条例の内容について項目ごとに検討いただきたい。

○協議

◇自治基本条例の内容の検討

（事務局）

- ・前回＜自治の基本＞について検討いただいた内容の確認。
- ・我孫子市の条例も参考に。
- ・策定委員会も同様に内容を協議中。今後整理するときにプロジェクトと合同で協議を行なう予定。

＜住民の権利と役割＞

住民の定義

- ・前回までに村民は住む者、働く者、学ぶ者を想定し、事業者は別に定義（用語の意味）することとしている。また、参画と協働も定義することとしている。
- ・名張市はすべてを市民としているので、事業者を別にするのであれば米原市を参考にする。米原市は、住所を有する者を住民としている。（村民と権との関連により）
- ・学ぶ者は、学生なのか。
- ・村外から生涯学習を学びに来る人もあるが。
- ・基本的には学校でまなぶ人だと思う。
- ・高校や大学があって学ぶ人。あえて入れる必要があるかということだと思う。
- ・米原市の解説では、市内の学校に通う人を学ぶ者としている。
- ・本村では、小学校しかないが、今後専門学校も出来るかもしれない。我孫子市も同様な考え方。
- ・そういう想定があれば、入れても良いと思う。
- ・村民は、村内に住所を有する者（以下「住民」という）、村内で働く者および学ぶ者をいう。米原市を参照。

- ・米原市は、市民投票の規定があるので市民と住民を分けているのでは。住民投票を条例の載せるということであれば分けないといけないと思う。
- ・今までの話では、住民投票は別条例で定めるとしている。ただ、村民主権では、村民は村の主権者というと働く人や学ぶ人も主権者ということになる。主権者といえば選挙権のある人なので住民ではないかということで、村民と住民を分けるという話を前回したと思う。
- ・とりあえず、村民主権のことがあるので、住所を有する者を住民としておき、村民と分ける。
- ・事業者等をどうするか。事業者と活動する団体は載せておいた方が良いのでは。
- ・我孫子市は、土地や家屋を所有する者も市民としている。
- ・農地を持っている方はたくさんあるが。
- ・村のむらづくりや環境整備に対して責務があるということになれば、不動産を持っている人なども定義しないとイケないかも。納税者も。色々列記して検討項目とする。
- ・働く者、学ぶ者、村内に事業者を有する法人等、村内に活動拠点を持つ組織・団体、村内に土地や家屋を所有する者、納税者など列記しておく。
- ・米原市と我孫子市の定義を参考に整理する。
- ・名張市のように個人と法人・団体を一緒に考えるか、米原市のように個人と団体を分けて考えるか。役割や権利で扱いがそれぞれ違う。例えば、名張で基本的人権について載せてあるが、団体や法人に基本的人権があるのかということにもなるので、一緒に考えるか分けて考えるか整理しておかないといけない。
- ・とりあえず、村民と事業者等を分けて考える。想定されるのは、村民は個人をさす、事業者等に所有者は入るかもしれないが、その他も入れる。
- ・策定委員会の中でも、事業者といったときに王子やジャスコなど大きな事業者もある。そこには責務や社会的貢献があり、載せるべきだという話もあるので、別に分けたほうが良いと思う。
- ・名張、米原も参画と協働が定義してあるので、別々に載せるべきだと思うが。
- ・定義はどこも第2条に載せてある。
- ・定義とするか用語の意味とするかは検討が必要。
- ・ここでの意見としては、用語の定義なり意味の条項を入れることとし、今は住民の役割に入っているが、分類の仕方としてそれより前に。
- ・自治の基本とダブるところもあるかもしれないが。
- ・定義（意味）というところで、「村民」、「事業者等」、「参画」、「協働」と名張や米原と同じように。米原市参考。（事業者等で事業者は、村内に事業所を有する営利法人をいう。また、団体等は村内に事務所または活動拠点を有する営利を目的としない組織および団体をいう。）

- ・参画と協働は、前回は原則に載せるということだったが。
- ・原則にも定義にも載せておいて、最終的にどうするか協議するという事
- ・参画と協働は名張市を参考に。(参画・・・政策の立案から…村民が主体的に参加し、意思形成に関わる事。協働・・・村民、議会および村がそれぞれの果たすべき責任と役割を認識し、相互に協力して行動すること。)
- ・本来は、定義と原則は違う。参画と協働を旨としてむらづくりを行うという原則と、参画と協働の語句自体の意味とは違う。
- ・みんなに理解されるには、定義で意味を載せ、原則に載せることが必要だと思

住民の権利

- ・知る権利や学ぶ権利、まちづくりへの参加・参画、事業者等の権利、サービスを受ける権利などがある。
- ・知る権利、まちづくりへ参画する権利は共通項ではないか。
- ・市民と行政の関係をどこから見るのかで違ってくると思う。米原市で言えば、まちづくりへの関与ということで、参加、参画および協働の権利を有するとなっている。外国人が排除されず参加できるような意図かもしれない。また、計画、実施および評価の活動に参画する権利を有するというのは、計画から参画させるということだと思
- ・知る権利は共通なので、村民と事業者等両方とも知る権利を持つということで。生野町参考。(村民および事業者等は、むらづくり等について必要な情報の提供を受け…。)
- ・むらづくりへの関与も。米原市参考。(村民および事業者等は、むらづくりの役割分担に従い…。村民および事業者等は、原則として村による計画、実施…。)
- ・名張市も参考(村民は村が提供する行政サービスを受けることができる。)
- ・今後、章立てをどうするかで分類が分れるということになる。

住民の役割と責務

- ・名張市の5条や米原市の16条4項などは結構厳しく、住民の責務が載せてある。
- ・策定委員、プロジェクト委員の意にも「自覚する」、「責任を持つ」など厳しさもある。
- ・言葉も表現も厳しいといけないと思
- ・名張市は市が提供する行政サービスを受けるという権利がある反面、自らの発言と行動に責任を持たなければならないとあるし、行政サービスに伴う負担を分任しなければならないともある。
- ・米原市を参考にした言葉は必要かも。(村民および事業者等は、むらづくりに関与する場合には、自らの意見と行動が公益を増進させるよう努める)

- ・名張市の5条も参考に。(村民は、自治の主体者であることを自覚し、…自らの発言と行動に責任を持たなければならない。)

事業者の役割と責務

- ・米原市には9条と16条5項に載せてある。特に、地域の雇用の確保に努めるとか公益に資する資源を提供するなどは入れたほうが良いのではないか。
- ・雇用の確保までは言えないかもしれない。策定委員の意見では、事業者として公害を出さないような企業責任が必要とあった。
- ・我孫子市では、地域社会の一員として、その活動を通じ、または持てる資源を生かして、産業、教育、文化、環境等の分野で地域に貢献するよう努めるとある。
- ・我孫子市はわかりやすいと思う。
- ・我孫子市も参考にしたほうが良い。(事業者は、地域社会の一員として、…地域に貢献するよう努めます。)
- ・米原市も参考に。(事業者は、地域の経済的活力を高め、地域の雇用に努めるとともに、…資源を提供するものとする。事業者等は、事業活動にあたり、…地域社会との調和を図るよう努めなければならない。)
- ・事業者等には団体等も入っており、米原市の10条には載せてあるが。
- ・住民自治の中に入れるかどうか。住民自治の場合に、地域自治組織という形で自治会やコミュニティを想定するのとNPOや全村的な団体があれば、住民自治としてここに入れるか。定義に入れれば何かしら入れないといけない。
- ・定義にあるので、参考にするとということ。(団体等および村民自治組織は、…公共的サービスを広く担うことができる。)
- ・米原市の10条は、住民自治に入っているのでは。
- ・第3章の役割に入っているので、今後章立てのときにどこに入れるか検討するということ。とりあえず、今まであげたようなものを参考にする。
- ・事業者等には、事業所を置く人と事業所はないが活動している人などもあるので、十分検討が必要と思う。

コミュニティ活動

- ・名張市では、33条、34条に載せてある。
- ・米原市は第7章地域自治活動の24条にある。
- ・住民自治という区分をつくり、自治会とコミュニティを載せるということもできる。
- ・自治会は任意団体で法的根拠はない。強制加入はない。だから住民自治組織をつくることとなる。
- ・今は、検討資料5の4ページに原則としてまとめている。名張市33条34条、米原市24条、生野町21条。
- ・個々の住民の権利と責務と繋がっているが、コミュニティなのか住民自治

なのか住民自治組織なのか、そういう範疇の中で盛り込むということで良いのでは。策定委員さんの中にもこの部分は意見が多い。

- ・名張市のようにコミュニティと自治会を分けて、連動するようにしたほうが良いと思う。
- ・コミュニティと自治会を分けるということは具体的にどういうことか。
- ・分けるというほどでもないが、自治会運営とコミュニティ推進委員会は、長期でエリアは同じだが、両輪として意識している。委員の中にもそのような考えは多い。
- ・コミュニティと自治会は別だとしてもエリアが同じだということで、両輪だという表現にしておかないと分かりづらくなると思う。
- ・その考えでいくと定義しておかないといけないと思う。
- ・向う三軒両隣という関係をコミュニティと言ってきた経緯もある。自治会というルールのある組織ではなくて、コミュニティの推進と言った時には、推進組織は自治会全体であるが、コミュニティ活動はもっと小さいところにあり、小さいところに手を伸ばしていき、人と人の繋がりを再認識するということ。
- ・コミュニティと自治会が両輪だという表現が内容として載せられたら良いし、定義の中でコミュニティはこういうことであると載せることも必要かも。コミュニティと自治会を並列で載せられるように。
- ・名張市を参考に。(コミュニティ活動・・・村民は、地域の中で安心して暮らし続ける…地域課題の解決に向けて協力し行動する。村は、自治会等の果たす役割を尊重し、コミュニティ活動を振興するために必要な施策を講じる。)
- ・生野町も参考(コミュニティの充実・・・村民および村は、地域に根ざしたコミュニティの役割を認識し、守り、育てるように努める。)
- ・名張市、米原市も併せて。(自治組織・・・住民は、地域社会における…共同活動を行う自治組織をつくることができる。)…少し規模が違う。
- ・基本的には策定委員会の意見を尊重する。

◇その他

(事務局)

- ・今後も内容を詰めていき、一通り終わりたい。
- ・次回は、5/9、12で駄目なら5/19の週で後日調整させていただく。

○閉会